

【照会先】

令和7年12月19日

広島労働局職業安定部職業対策課

課長 善浪 悟

地方障害者雇用担当官 内海 賢作

(電話) 082(502)7832

令和7年 障害者雇用状況の集計結果

- 民間企業は雇用障害者数について過去最高を更新 -

広島労働局（局長：宮原 真太郎）では、このほど、広島県内に本社のある民間企業2,718社及び地方公共団体等公的機関における、令和7年の「障害者雇用状況」集計結果（令和7年6月1日現在）を取りまとめましたので、公表します。

障害者雇用促進法では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率、民間企業の場合は2.5%）以上の障害者を雇うことを義務付けています。

今回の集計結果は、同法に基づき、毎年6月1日現在の身体障害者、知的障害者、精神障害者の雇用状況について、障害者の雇用義務のある事業主などに報告を求め、それを集計したものです。

【集計結果の主なポイント】

1 民間企業（法定雇用率は、2.5%。）

（1）雇用障害者数は過去最高を更新。

- ・雇用障害者数は14,291.0人で対前年比2.8%（394.0人）増加
- ・実雇用率は2.54%（前年同値）

（2）法定雇用率達成企業の割合は48.9%（前年比0.2ポイント減）

2 公的機関（法定雇用率は、2.8%。）

（ただし、都道府県教育委員会は2.7%。）

・県の機関：雇用障害者数 186.5人（199.0人）、実雇用率 3.12%（2.77%）

・市町の機関：雇用障害者数 1,057.0人（995.5人）、実雇用率 2.94%（2.89%）

・教育委員会：雇用障害者数 358.5人（351.0人）、実雇用率 2.80%（2.72%）

3 地方独立行政法人等（法定雇用率は、2.8%。）

・雇用障害者数 106.5人（94.0人）、実雇用率 1.84%（2.65%）

※（ ）内は前年の値

1 民間企業における状況

(1) 雇用されている障害者の数、実雇用率、法定雇用率達成企業の割合

- ・ 民間企業（40.0人以上規模の企業：法定雇用率2.5%）に雇用されている障害者の数は14,291.0人で、前年より394.0人増加（対前年比2.8%増）した。
- ・ 雇用障害者のうち、身体障害者は6,859.0人（対前年比2.1%増）、知的障害者は3,979.5人（同0.1%減）、精神障害者は3,452.5人（同8.0%増）となっており、特に精神障害者の伸び率が大きかった。
- ・ 実雇用率は2.54%（前年同値）、法定雇用率達成企業の割合は48.9%（同49.1%）であった。

なお、法定雇用率未達成企業1,389社のうち、障害者を1人も雇用していない企業（0人雇用企業）は819社で、未達成企業全体の59.0%を占めている。

(2) 企業規模別状況

- ・ 企業規模別にみると、雇用されている障害者の数は、40.0～100人未満規模企業で1,843.0人、100～300人未満で2,819.5人、300～500人未満で1,364.5人、500～1,000人未満で1,920.0人、1,000人以上で6,344.0人となった。
- ・ 実雇用率は、40.0～100人未満規模企業で1.89%、100～300人未満で2.19%、300～500人未満で2.32%、500～1,000人未満で2.90%、1,000人以上で3.01%となった。

なお、民間企業全体の実雇用率2.54%と比較すると、500～1,000人未満（2.90%）及び1,000人以上（3.01%）で実雇用率以上となっている。

- ・ 法定雇用率達成企業の割合は、40.0～100人未満規模企業で46.7%、100～300人未満で52.8%、300～500人未満で44.5%、500～1,000人未満で49.5%、1,000人以上で65.6%となった。

(3) 産業別状況

- ・ 産業別にみると、雇用されている障害者の数は、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」、「その他」以外の業種で前年よりも増加した。
- ・ 実雇用率は、製造業（2.69%）、情報通信業（2.60%）、卸売業・小売業（2.58%）生活関連サービス業、娯楽業（2.86%）、教育、学習支援業（2.74%）医療、福祉（2.82%）、その他（2.57%）では法定雇用率を上回っている。

2 公的機関における状況

(1) 県の機関（法定雇用率2.8%）

県の機関に在職している障害者の数は186.5人で、前年より6.3%（12.5人）減少しており、実雇用率は3.12%と、前年に比べ0.35ポイント増加した（前年は2.77%）。
県の機関は2機関中2機関で達成。

(2) 市町の機関（法定雇用率2.8%）

市町の機関に在職している障害者の数は1,057.0人で、前年より6.2%（61.5人）増加しており、実雇用率は2.94%と、前年に比べ0.05ポイント増加した（前年は2.89%）。
市町の機関は33機関中27機関で達成。

(3) 教育委員会（法定雇用率2.7%）

教育委員会に在職している障害者の数は358.5人で、前年より2.1%（7.5人）増加しており、実雇用率は2.80%と、前年に比べ0.08ポイント増加した（前年は2.72%）。
法定雇用率が2.7%となる教育委員会は県教育委員会1機関のみであり達成。

3 地方独立行政法人等における状況

地方独立行政法人等（法定雇用率2.8%）に雇用されている障害者の数は106.5人で、実雇用率は1.84%と、前年に比べ0.81ポイント低下した（前年は2.65%）。
地方独立行政法人等は8法人中4法人で達成。

障害者の雇用状況

厚生労働省広島労働局職業安定部
(令和7年6月1日現在)

1 民間企業における障害者の雇用状況

区分	企業数 社	算定基礎 労働者数 人	雇用状況					実雇用率 %	雇用率達成企業数 企業	雇用率達成企業割合 %	
			障害者の数								
			(A) 重度 障害者数 人	(B) A,C,D 以外の障害 者数 人	(C) 重度以外 の短時間の 障害者数 人	(D) 特定 短時間の 障害者数 人	(E) 合計 $A \times 2 + B + C \times 0.5 + D \times 0.5$ 人				
企業計	2,718 (2,636)	562,245.5 (546,667.5)	2,315 (2,296)	8,816 (8,557)	1,099 (1,072)	591 (424)	14,291.0 (13,897.0)	2.54 (2.54)	1,329 (1,295)	48.9 (49.1)	
規模別	40.0～ 100人未満	1,579 (1,498)	97,568.0 (92,089.0)	273 (279)	1,163 (1,152)	215 (182)	53 (40)	1,843.0 (1,821.0)	1.89 (1.98)	737 (710)	46.7 (47.4)
	100～ 300人未満	811 (813)	128,801.0 (126,324.0)	424 (428)	1,802 (1,697)	237 (219)	102 (81)	2,819.5 (2,703.0)	2.19 (2.14)	428 (427)	52.8 (52.5)
	300～ 500人未満	164 (161)	58,730.5 (55,845.5)	188 (196)	914 (879)	95 (92)	54 (38)	1,364.5 (1,336.0)	2.32 (2.39)	73 (76)	44.5 (47.2)
	500～ 1,000人未満	103 (105)	66,311.5 (66,021.0)	326 (317)	1,201 (1,235)	83 (77)	51 (36)	1,920.0 (1,925.5)	2.90 (2.92)	51 (44)	49.5 (41.9)
	1,000人以上	61 (59)	210,834.5 (206,388.0)	1,104 (1,076)	3,736 (3,594)	469 (502)	331 (229)	6,344.0 (6,111.5)	3.01 (2.96)	40 (38)	65.6 (64.4)
産業別	建設業	130 (116)	17,811.0 (15,124.5)	71 (65)	199 (181)	5 (3)	3 (3)	345.0 (314.0)	1.94 (2.08)	63 (59)	48.5 (50.9)
	製造業	681 (664)	145,420.0 (144,758.5)	913 (913)	2,020 (1,929)	85 (59)	36 (14)	3,906.5 (3,791.5)	2.69 (2.62)	359 (346)	52.7 (52.1)
	情報通信業	56 (51)	10,194.5 (9,592.5)	74 (70)	117 (103)	0 (1)	1 (1)	265.5 (244.0)	2.60 (2.54)	23 (21)	41.1 (41.2)
	運輸業、郵便業	220 (204)	49,071.0 (43,559.5)	143 (144)	753 (733)	48 (42)	32 (13)	1,079.0 (1,048.5)	2.20 (2.41)	107 (108)	48.6 (52.9)
	卸売業・小売業	416 (412)	132,412.5 (135,676.0)	361 (329)	2,310 (2,303)	453 (477)	312 (211)	3,414.5 (3,305.0)	2.58 (2.44)	174 (164)	41.8 (39.8)
	金融・保険業、不動 産・物品賃貸業	67 (63)	12,345.5 (11,748.5)	34 (27)	139 (127)	6 (6)	6 (6)	213.0 (187.0)	1.73 (1.59)	20 (16)	29.9 (25.4)
	学術研究、専門 技術サービス業	104 (99)	29,786.0 (29,248.5)	133 (139)	440 (410)	35 (35)	18 (13)	732.5 (712.0)	2.46 (2.43)	44 (38)	42.3 (38.4)
	宿泊業、飲食 サービス業	68 (64)	8,281.0 (7,764.0)	15 (12)	108 (104)	28 (32)	13 (16)	158.5 (152.0)	1.91 (1.96)	27 (30)	39.7 (46.9)
	生活関連サービス業 、娯楽業	71 (71)	8,347.0 (8,209.5)	36 (41)	152 (153)	22 (19)	8 (6)	239.0 (247.5)	2.86 (3.01)	37 (34)	52.1 (47.9)
	教育、学習支援業	61 (63)	7,618.0 (7,526.0)	24 (25)	144 (112)	30 (31)	3 (2)	208.5 (178.5)	2.74 (2.37)	18 (20)	29.5 (31.7)
	医療、福祉	557 (537)	82,272.0 (76,185.5)	288 (300)	1,549 (1,531)	287 (269)	99 (87)	2,318.0 (2,309.0)	2.82 (3.03)	306 (308)	54.9 (57.4)
	複合サービス事業	13 (12)	6,206.5 (6,258.5)	28 (31)	74 (75)	9 (8)	9 (8)	139.0 (145.0)	2.24 (2.32)	5 (3)	38.5 (25.0)
	サービス業	254 (260)	40,466.0 (39,048.0)	123 (127)	648 (627)	88 (90)	50 (43)	963.0 (947.5)	2.38 (2.43)	134 (137)	52.8 (52.7)
	その他	20 (20)	12,014.5 (11,968.0)	72 (73)	163 (169)	3 (0)	1 (1)	309.0 (315.5)	2.57 (2.64)	12 (11)	60.0 (55.0)

- (注) 1 算定基礎労働者数とは、常用労働者総数から除外率相当数を除いた法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数である。
- 2 障害者の数のA欄「重度障害者数」には、精神障害者の数及び短時間労働者(1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満)および特定短時間労働者(1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満)である重度障害者の数は含まれていない。精神障害者の数、短時間労働者である重度障害者の数はB欄に含まれている。また、特定短時間労働者である重度障害者および精神障害者の数はD欄に計上されている。
- 3 障害者の数は、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、A欄の重度障害者数(重度身体障害者及び重度知的障害者)は、法律上1人を2人に相当するものとして、C欄の重度以外の短時間の障害者数およびD欄の特定短時間労働者(1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満)は、法律上1人を0.5人に相当するものとして、合計においてカウントを行っている。
- ただし、精神障害者である短時間労働者については、1人を1カウントしている。
- 4 重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者である特定短時間労働者(1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満)については、令和6年4月から、法律上1人を0.5人に相当するものとして、合計においてカウントを行っている。
- 5 ()内は前年の数値である。

2 公的機関における障害者の雇用状況

区分	機関数 機関	職員数 (除外職員等を除く) 人	障害者の数					実雇用率 %	雇用率達成機関数 機関	雇用率達成機関割合 %
			(A) 重度 障害者数 人	(B) A,C,D 以外の障害 者数 人	(C) 重度以外 の短時間の 障害者数 人	(D) 特定 短時間の 障害者数 人	(E) 合計 $A \times 2 + B + C \times 0.5 + D \times 0.5$ 人			
2. 8%が適用される機関	35 (35)	41,999.0 (41,677.5)	283 (269)	643 (622)	59 (64)	10 (5)	1,243.5 (1,194.5)	2.96 (2.87)	29 (30)	82.9 (85.7)
2. 7%が適用される機関	1 (1)	12,811.0 (12,900.0)	75 (72)	204 (202)	7 (7)	2 (3)	358.5 (351.0)	2.80 (2.72)	1 (1)	100.0 (100.0)

(注) 1 法定雇用率2. 7%が適用される機関は、県の教育委員会である。それ以外の機関は、法定雇用率2. 8%が適用される。

2 その他上方法は「1 民間企業における障害者の雇用状況」の(注)1～5と同じ。

障害種別の雇用状況

厚生労働省広島労働局職業安定部
(令和7年6月1日現在)

民間企業における障害種別雇用状況

区分	障害者の数	身体障害者の数					知的障害者の数					精神障害者の数				
		(A) 重度 人	(B) A,C,D 以外の障害者数 人	(C) 重度 以外の障害者数 人	(D) 特定 短時間の 障害者数 人	(E) 合計 A×2+B +C×0.5 +D×0.5 人	(A) 重度 人	(B) A,C,D 以外の障害者数 人	(C) 重度 以外の障害者数 人	(D) 特定 短時間の 障害者数 人	(E) 合計 A×2+B +C×0.5 +D×0.5 人	(B) 常用の 精神障害者 数 人	(C) 短時間 の精神障害 者数 人	(D) 特定 短時間の 障害者数 人	(E) 合計 B+C +D×0.5 人	
企 業 計		14,291.0 (13,897.0)	1,853 (1,811)	2,859 (2,824)	408 (396)	180 (144)	6,859.0 (6,716.0)	462 (485)	2,701 (2,668)	691 (676)	18 (14)	3,979.5 (3,983.0)	2,424 (2,240)	832 (825)	393 (266)	3,452.5 (3,198.0)
規模別	40.0～ 100人未満	1,843.0 (1,821.0)	242 (231)	462 (466)	77 (78)	24 (16)	996.5 (975.0)	31 (48)	264 (249)	138 (104)	4 (4)	397.0 (399.0)	286 (261)	151 (176)	25 (20)	449.5 (447.0)
	100～ 300人未満	2,819.5 (2,703.0)	386 (390)	715 (708)	110 (100)	35 (37)	1,559.5 (1,556.5)	38 (38)	387 (391)	127 (119)	4 (4)	528.5 (528.5)	516 (464)	184 (134)	63 (40)	731.5 (618.0)
	300～ 500人未満	1,364.5 (1,336.0)	169 (177)	317 (318)	33 (29)	11 (6)	677.0 (689.5)	19 (19)	186 (171)	62 (63)	2 (0)	256.0 (240.5)	312 (289)	99 (101)	41 (32)	431.5 (406.0)
	500～ 1,000人未満	1,920.0 (1,925.5)	295 (289)	371 (393)	38 (29)	13 (11)	986.5 (991.0)	31 (28)	345 (362)	45 (48)	3 (1)	431.0 (442.5)	397 (383)	88 (97)	35 (24)	502.5 (492.0)
	1,000人以上	6,344.0 (6,111.5)	761 (724)	994 (939)	150 (160)	97 (74)	2,639.5 (2,504.0)	343 (352)	1,519 (1,495)	319 (342)	5 (5)	2,367.0 (2,372.5)	913 (843)	310 (317)	229 (150)	1,337.5 (1,235.0)
産業別	建設業	345.0 (314.0)	70 (64)	112 (110)	3 (2)	1 (0)	254.0 (239.0)	1 (1)	12 (13)	2 (1)	0 (0)	15.0 (15.5)	71 (54)	4 (4)	2 (3)	76.0 (59.5)
	製造業	3,906.5 (3,791.5)	614 (604)	686 (691)	30 (30)	9 (2)	1,933.5 (1,915.0)	299 (309)	672 (652)	55 (29)	2 (1)	1,298.5 (1,285.0)	590 (524)	72 (62)	25 (11)	674.5 (591.5)
	情報通信業	265.5 (244.0)	74 (70)	61 (55)	0 (1)	0 (0)	209.0 (195.5)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0.0 (1.0)	52 (44)	4 (3)	1 (1)	56.5 (47.5)
	運輸業、郵便業	1,079.0 (1,048.5)	136 (136)	304 (293)	27 (20)	6 (6)	592.5 (578.0)	7 (8)	247 (249)	21 (22)	0 (0)	271.5 (276.0)	165 (159)	37 (32)	26 (7)	215.0 (194.5)
	卸売業、小売業	3,414.5 (3,305.0)	303 (274)	535 (505)	150 (151)	86 (64)	1,259.0 (1,160.5)	58 (55)	996 (985)	303 (326)	8 (3)	1,267.5 (1,259.5)	530 (535)	249 (278)	218 (144)	888.0 (885.0)
	金融・保険業、不動産・物品販賣業	213.0 (187.0)	33 (26)	50 (44)	5 (5)	3 (2)	120.0 (99.5)	1 (1)	20 (21)	1 (1)	0 (0)	22.5 (23.5)	61 (54)	8 (8)	3 (4)	70.5 (64.0)
	学術研究、専門技術サービス業	732.5 (712.0)	106 (110)	160 (155)	21 (19)	3 (4)	384.0 (386.5)	27 (29)	54 (54)	14 (16)	0 (0)	115.0 (120.0)	193 (175)	33 (26)	15 (9)	233.5 (205.5)
	宿泊業、飲食サービス業	158.5 (152.0)	14 (12)	29 (27)	9 (13)	5 (4)	64.0 (59.5)	1 (0)	38 (35)	19 (19)	0 (2)	49.5 (45.5)	23 (23)	18 (19)	8 (10)	45.0 (47.0)
	生活関連サービス業、娯楽業	239.0 (247.5)	19 (24)	35 (35)	10 (10)	4 (2)	80.0 (89.0)	17 (17)	76 (85)	12 (9)	0 (0)	116.0 (123.5)	28 (21)	13 (12)	4 (4)	43.0 (35.0)
	教育、学習支援業	208.5 (178.5)	24 (25)	40 (28)	5 (6)	1 (1)	91.0 (81.5)	0 (0)	5 (5)	25 (25)	0 (0)	17.5 (17.5)	50 (38)	49 (41)	2 (1)	100.0 (79.5)
	医療、福祉	2,318.0 (2,309.0)	257 (252)	442 (452)	87 (79)	40 (33)	1,019.5 (1,012.0)	31 (48)	397 (393)	200 (190)	6 (4)	562.0 (586.0)	452 (424)	258 (262)	53 (50)	736.5 (711.0)
	複合サービス事業	139.0 (145.0)	25 (28)	33 (36)	5 (4)	3 (3)	87.0 (95.5)	3 (3)	15 (17)	4 (4)	1 (2)	23.5 (26.0)	22 (18)	4 (4)	5 (3)	28.5 (23.5)
	サービス業	963.0 (947.5)	113 (119)	275 (290)	53 (56)	19 (22)	537.0 (567.0)	10 (8)	140 (130)	35 (34)	1 (2)	178.0 (164.0)	152 (135)	81 (72)	30 (19)	248.0 (216.5)
	その他	309.0 (315.5)	65 (67)	97 (103)	3 (0)	0 (1)	228.5 (237.5)	7 (6)	29 (28)	0 (0)	0 (0)	43.0 (40.0)	35 (36)	2 (2)	1 (0)	37.5 (38.0)

(注)

- 1 身体障害者の数及び知的障害者の数のA欄の重度障害者数には、短時間労働者(1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満)および特定短時間労働者(1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満)である重度障害者の数は含まれていない。短時間労働者である重度障害者の数はB欄、特定短時間労働者である重度障害者および精神障害者の数はD欄に含まれている。
- 2 障害者の数は、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、A欄の重度障害者数(重度身体障害者及び重度知的障害者)は、法律上1人を2人に相当するものとして、C欄の重度以外の短時間の障害者数およびD欄の特定短時間労働者(1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満)は、法律上1人を0.5人に相当するものとして、合計においてカウントを行っている。ただし、精神障害者である短時間労働者については、1人を1カウントしている。
- 3 ()内は前年の数値である。
- 4 重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者である特定短時間労働者(1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満)については、令和6年4月から、法律上1人を0.5人に相当するものとして、合計においてカウントを行っている。

障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数

厚生労働省広島労働局職業安定部
(令和7年6月1日現在)

区分	法定雇用率未達成企業の数	不 足 数						障害者の数が0人である企業数
		0.5人又は1人	1.5人又は2人	2.5人又は3人	3.5人又は4人	4.5人以上7人以下	7.5人以上	
企 業 計	1,389 (100.0)	904 (65.1)	280 (20.2)	104 (7.5)	54 (3.9)	39 (2.8)	8 (0.6)	819 (59.0)
規 模 別	40.0～ 100人未満	842 (100.0)	734 (87.2)	108 (12.8)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	743 (88.2)
	100～ 300人未満	383 (100.0)	141 (36.8)	135 (35.2)	76 (19.8)	20 (5.2)	11 (2.9)	0 (0.0)
	300～ 500人未満	91 (100.0)	14 (15.4)	22 (24.2)	15 (16.5)	24 (26.4)	15 (16.5)	1 (1.1)
	500～ 1,000人未満	52 (100.0)	8 (15.4)	13 (25.0)	12 (23.1)	9 (17.3)	7 (13.5)	3 (5.8)
	1,000人以上	21 (100.0)	7 (33.3)	2 (9.5)	1 (4.8)	1 (4.8)	6 (28.6)	4 (19.0)
産 業 別	建設業	67 (100.0)	49 (73.1)	12 (17.9)	3 (4.5)	2 (3.0)	1 (1.5)	0 (0.0)
	製造業	322 (100.0)	208 (64.6)	64 (19.9)	28 (8.7)	12 (3.7)	10 (3.1)	0 (0.0)
	情報通信業	33 (100.0)	24 (72.7)	6 (18.2)	2 (6.1)	1 (3.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
	運輸業、郵便業	113 (100.0)	70 (61.9)	23 (20.4)	11 (9.7)	2 (1.8)	6 (5.3)	1 (0.9)
	卸売業・小売業	242 (100.0)	163 (67.4)	53 (21.9)	16 (6.6)	7 (2.9)	2 (0.8)	1 (0.4)
	金融・保険業、不動 産・物品賃貸業	47 (100.0)	24 (51.1)	16 (34.0)	4 (8.5)	2 (4.3)	1 (2.1)	0 (0.0)
	学術研究、専門 技術サービス業	60 (100.0)	42 (70.0)	8 (13.3)	4 (6.7)	4 (6.7)	1 (1.7)	1 (1.7)
	宿泊業、飲食 サービス業	41 (100.0)	34 (82.9)	4 (9.8)	1 (2.4)	2 (4.9)	0 (0.0)	0 (0.0)
	生活関連サービ ス業、娯楽業	34 (100.0)	23 (67.6)	7 (20.6)	2 (5.9)	0 (0.0)	2 (5.9)	0 (0.0)
	教育、学習支援業	43 (100.0)	26 (60.5)	13 (30.2)	3 (7.0)	0 (0.0)	1 (2.3)	0 (0.0)
	医療、福祉	251 (100.0)	153 (61.0)	54 (21.5)	20 (8.0)	15 (6.0)	6 (2.4)	3 (1.2)
	複合サービス事業	8 (100.0)	5 (62.5)	1 (12.5)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (12.5)	1 (12.5)
	サービス業	120 (100.0)	79 (65.8)	16 (13.3)	10 (8.3)	7 (5.8)	7 (5.8)	1 (0.8)
	その他	8 (100.0)	4 (50.0)	3 (37.5)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (12.5)	0 (0.0)

(注)

1 上段は企業数、下段は当該企業規模、産業別階級内における構成比。

2 不足数とは、法定雇用率を達成するために、現在の雇用障害者数に加えて雇用しなければならない障害者の数である。

障害者の雇用状況(全国平均との比較)

厚生労働省広島労働局職業安定部
(令和7年6月1日現在)

1 民間企業における雇用状況

区分	実雇用率(%)		達成企業の割合(%)		
	広島県	全 国	広島県	全 国	
企 業 計	2.54 (2.54)	2.41 (2.41)	48.9 (49.1)	46.0 (46.0)	
規模別	40.0～100人未満	1.89 (1.98)	1.94 (1.96)	46.7 (47.4)	44.7 (44.3)
	100～300人未満	2.19 (2.14)	2.18 (2.19)	52.8 (52.5)	48.6 (49.1)
	300～500人未満	2.32 (2.39)	2.27 (2.29)	44.5 (47.2)	40.3 (41.1)
	500～1,000人未満	2.90 (2.92)	2.41 (2.48)	49.5 (41.9)	44.5 (44.3)
	1,000人以上	3.01 (2.96)	2.69 (2.64)	65.6 (64.4)	57.5 (54.7)
産業別	建設業	1.94 (2.08)	2.00 (2.13)	48.5 (50.9)	43.5 (47.5)
	製造業	2.69 (2.62)	2.42 (2.37)	52.7 (52.1)	53.9 (51.9)
	情報通信業	2.60 (2.54)	2.06 (1.98)	41.1 (41.2)	28.5 (26.8)
	運輸業、郵便業	2.20 (2.41)	2.29 (2.45)	48.6 (52.9)	48.6 (52.6)
	卸売業、小売業	2.58 (2.44)	2.34 (2.28)	41.8 (39.8)	38.1 (36.7)
	金融・保険業、不動産・物品賃貸業	1.73 (1.59)	2.31 (2.24)	29.9 (25.4)	36.0 (32.7)
	学術研究・専門・技術サービス業	2.46 (2.43)	2.30 (2.29)	42.3 (38.4)	34.1 (32.6)
	宿泊業、飲食サービス業	1.91 (1.96)	2.32 (2.32)	39.7 (46.9)	44.1 (44.7)
	生活関連サービス業、娯楽業	2.86 (3.01)	2.54 (2.50)	52.1 (47.9)	41.9 (40.8)
	教育、学習支援業	2.74 (2.37)	1.85 (1.89)	29.5 (31.7)	31.9 (33.2)
	医療、福祉	2.82 (3.03)	3.02 (3.19)	54.9 (57.4)	55.4 (58.3)
	複合サービス事業	2.24 (2.32)	2.54 (2.43)	38.5 (25.0)	42.2 (40.7)
	サービス業	2.38 (2.43)	2.43 (2.39)	52.8 (52.7)	46.3 (45.4)
	その他	2.57 (2.64)	2.46 (2.44)	60.0 (55.0)	47.3 (49.0)

(注)

()内は前年の数値である。

※雇用義務のある企業は、令和6年からは40.0人以上規模の企業である。

2 公的機関における雇用状況

区分	実雇用率(%)	
	広島県	全 国
雇用率2.8%が適用される機関	2.96 (2.87)	2.80 (2.85)
雇用率2.7%が適用される機関	2.80 (2.72)	2.31 (2.43)

(注)

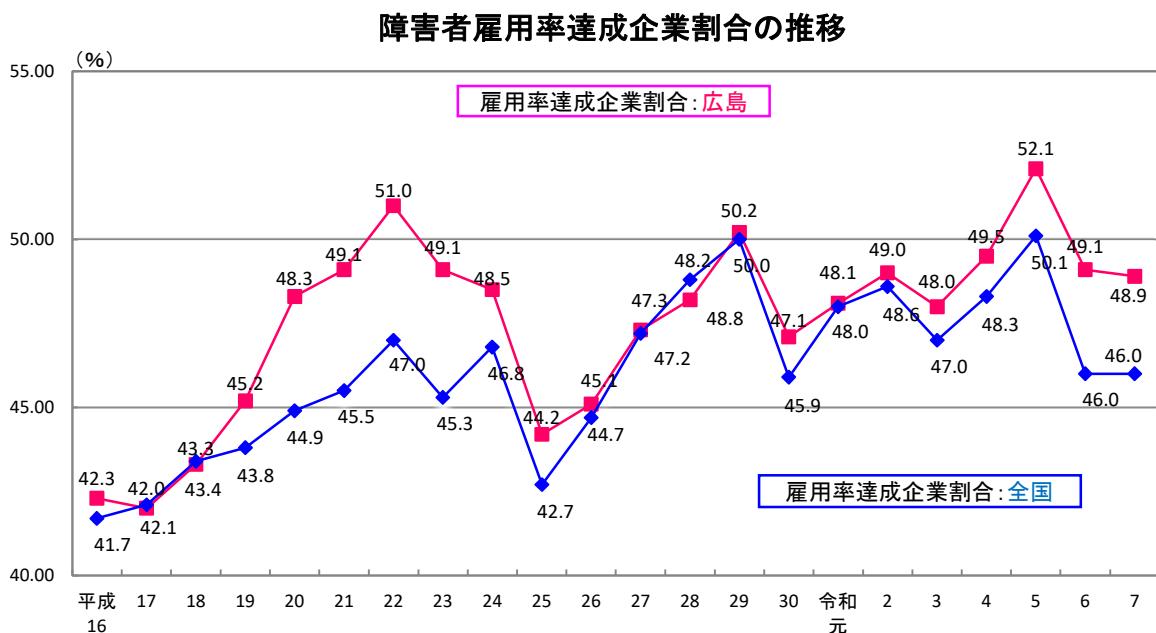
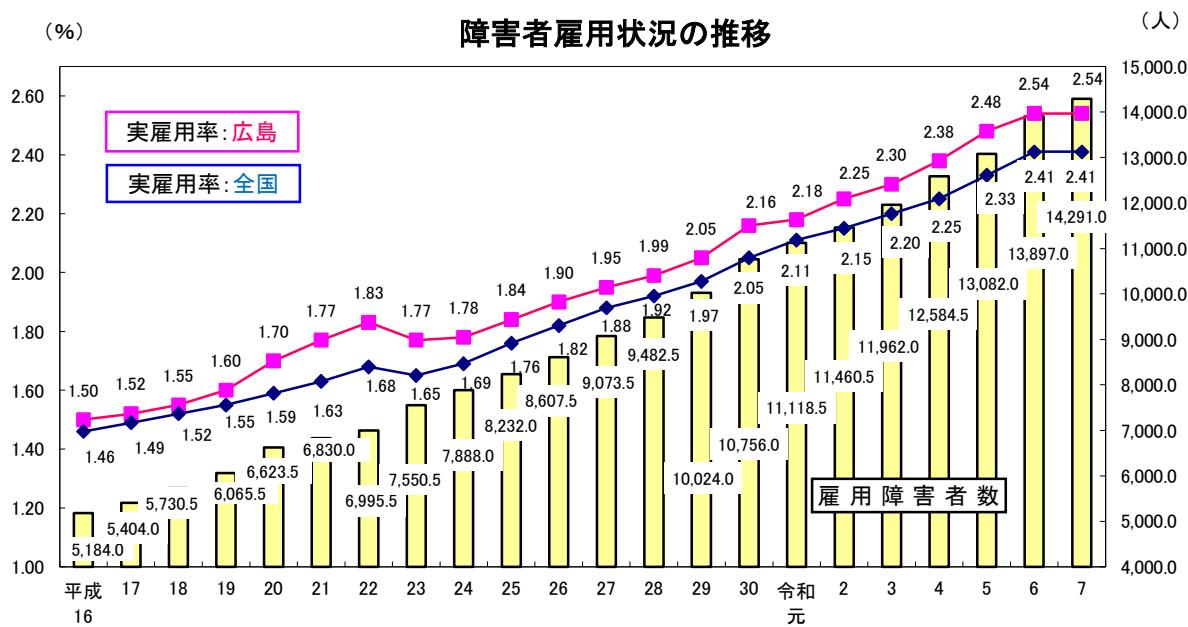
()内は前年の数値である。

※法定雇用率2.7%が適用される機関は、都道府県教育委員会及び一部の市町村教育委員会である。

※それ以外の機関は、法定雇用率2.8%が適用される。

◎ 障害者雇用状況の推移等

(別紙5)



(注)

- 雇用義務のある企業(令和6年からは40.0人以上規模の企業)についての集計である。
- 法定雇用率の推移 (H10) 1.6% (H11~H24) 1.8% (H25~H29) 2.0% (H30~R2) 2.2% (R3~R5) 2.3% (R6~) 2.5%
- 障害者数とは次に掲げる者の合計数である。

平成4年まで	身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント) 知的障害者	平成23年以降	身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント) 知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント) 重度身体障害者である短時間労働者 重度知的障害者である短時間労働者
平成5年以降	身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント) 知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント) 重度身体障害者である短時間労働者 重度知的障害者である短時間労働者		重度身体障害者である短時間労働者 重度知的障害者である短時間労働者
平成17年まで			精神障害者 身体障害者である短時間労働者 (身体障害者である短時間労働者は0.5人でカウント)
平成18年以降 平成22年まで	身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント) 知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント) 重度身体障害者である短時間労働者 重度知的障害者である短時間労働者 精神障害者 精神障害者である短時間労働者 (精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント)		知的障害者である短時間労働者 (知的障害者である短時間労働者は0.5人でカウント) 精神障害者である短時間労働者(※) (精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント)

※ 平成30年以降は、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者については、1人分とカウントしていた。

① 通報年の3年前の年に属する6月2日以後に採用された者であること

② 通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者であって、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること
令和5年以降は、精神障害である短時間労働者については、1人分とカウントしている。

令和6年以降は、特定短時間労働者としている。

(特定短時間労働者:重度身体障害者・重度知的障害者・精神障害者のうち1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の者)

公的機関の雇用状況

厚生労働省広島労働局職業安定部
(令和7年6月1日現在)

1 県の機関の状況 (法定雇用率2.8%)

区分	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合計	5,987.0	186.5	3.12	0.0	
広島県(知事部局・議会事務局)	5,373.0	168.0	3.13	0.0	特例認定あり(注5)
広島県警察本部	614.0	18.5	3.01	0.0	

2 市町等の機関の状況 (法定雇用率2.8%)

区分	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合計	36,012.0	1,057.0	2.94	11.5	
広島市	14,326.0	431.5	3.01	0.0	特例認定あり(注5)
呉市	1,966.5	55.5	2.82	0.0	特例認定あり(注5)
竹原市	337.0	10.5	3.12	0.0	
三原市	1,065.0	35.0	3.29	0.0	特例認定あり(注5)
尾道市	1,369.5	41.0	2.99	0.0	特例認定あり(注5)
福山市	6,803.0	197.5	2.90	0.0	特例認定あり(注5)
府中市	456.5	12.5	2.74	0.0	特例認定あり(注5)
三次市	1,159.5	28.5	2.46	3.5	特例認定あり(注5)
庄原市	577.0	13.0	2.25	3.0	特例認定あり(注5) 9月1日時点不足数0.0人(注6)
大竹市	372.0	10.5	2.82	0.0	特例認定あり(注5)
東広島市	1,799.5	53.0	2.95	0.0	特例認定あり(注5)
廿日市市	1,458.5	44.0	3.02	0.0	特例認定あり(注5)
安芸高田市	371.0	13.0	3.50	0.0	特例認定あり(注5)
江田島市	339.0	12.0	3.54	0.0	
府中町	420.0	14.0	3.33	0.0	特例認定あり(注5)
海田町	240.0	6.5	2.71	0.0	
熊野町	237.5	7.0	2.95	0.0	
坂町	112.0	3.0	2.68	0.0	
安芸太田町	107.0	3.0	2.80	0.0	
北広島町	204.0	4.0	1.96	1.0	
大崎上島町	119.5	3.0	2.51	0.0	
世羅町	186.0	6.0	3.23	0.0	
神石高原町	201.5	3.0	1.49	2.0	
竹原市教育委員会	58.5	3.5	5.98	0.0	
江田島市教育委員会	63.0	2.0	3.17	0.0	
海田町教育委員会	64.0	1.0	1.56	0.0	
坂町教育委員会	70.5	0.0	0.00	1.0	
尾道市病院事業局	938.0	27.0	2.88	0.0	
府中市立湯が丘病院	66.0	1.0	1.52	0.0	
庄原市立西城市民病院	112.0	2.0	1.79	1.0	
安芸太田町病院事業	132.0	4.0	3.03	0.0	
世羅中央病院企業団	244.0	7.5	3.07	0.0	
宮島ポートレース企業団	36.5	2.0	5.48	0.0	

注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

ただし、精神障害者である短時間労働者については、1人を1カウントしている。

3 重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者である特定短時間労働者(1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満)については、令和6年4月から、法律上1人を0.5人に相当するものとして、合計においてカウントを行っている。

4 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

5 注5の機関は、特例認定を受けている。特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。

6 庄原市は令和7年9月1日時点で、障害者の数17.0人、実雇用率2.95%、不足数0.0人となり、法定雇用率を達成した。

3 県の機関の状況（法定雇用率2.7%）

区分	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
広島県教育委員会	12,811.0 (12,900.0)	358.5 (351.0)	2.80 (2.72)	0.0 (0.0)	

注

- 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
ただし、精神障害者である短時間労働者については、1人を1カウントしている。
- 3 重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者である特定短時間労働者(1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満)については、令和6年4月から、法律上1人を0.5人に相当するものとして、合計においてカウントを行っている。
- 4 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあります、この場合、法定雇用率達成となる。
- 5 ()内は前年の数値である。

地方独立行政法人等の雇用状況

厚生労働省広島労働局職業安定部
(令和7年6月1日現在)

地方独立行政法人等の状況（法定雇用率2.8%）

区分	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合計	5,793.5 (3,547.0)	106.5 (94.0)	1.84 (2.65)	54.5 (4.0)	
広島県公立大学法人	331.5 (290.5)	11.0 (8.0)	3.32 (2.75)	0.0 (0.0)	
広島県立病院機構	1,705.0 -	8.5 -	0.50 -	38.5 -	※令和7年4月1日設立
広島市立大学	259.0 (224.0)	7.0 (6.0)	2.70 (2.68)	0.0 (0.0)	
尾道市立大学	76.0 (65.0)	2.0 (2.0)	2.63 (3.08)	0.0 (0.0)	
福山市立大学	96.0 (80.0)	2.0 (2.0)	2.08 (2.50)	0.0 (0.0)	
広島市立病院機構	2,984.0 (2,568.0)	69.0 (67.0)	2.31 (2.61)	14.0 (4.0)	
府中市病院機構	261.0 (236.5)	6.0 (6.0)	2.30 (2.54)	1.0 (0.0)	
広島高速道路公社	81.0 (83.0)	1.0 (3.0)	1.23 (3.61)	1.0 (0.0)	※10月1日時点不足0.0人 (注7)

注

- 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
ただし、精神障害者である短時間労働者については、1人を1カウントしている。
- 3 重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者である特定短時間労働者(1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満)については、令和6年より、法律上1人を0.5人に相当するものとして、合計においてカウントを行っている。
- 4 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあります、この場合、法定雇用率達成となる。
- 5 ()内は前年の数値である。
- 6 「地方独立行政法人等」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第9号から第10号までの法人を指す。
- 7 広島高速道路公社は令和7年10月1日時点で、障害者の数2.0人、実雇用率2.47%、不足数0.0人となり、法定雇用率を達成した。

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である。

- | | | |
|---------------|---|------------------|
| ○ 民間企業 | 一般の民間企業
(40.0人以上規模の企業)
特殊法人等
〔労働者数36.0人以上規模の特殊法人、
独立行政法人、国立大学法人等〕 | 2. 5 %
2. 8 % |
| ○ 国、地方公共団体 |
(36.0人以上規模の機関) | 2. 8 % |
| ○ 都道府県等の教育委員会 |
(37.5人以上規模の機関) | 2. 7 % |

※ () 内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

- ※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。
- ※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。
- ※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。
- ※ 精神障害者である短時間労働者については、当分の間、その1人をもって1人分としてカウントされる。
- ※ 重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である特定短時間労働者（1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の労働者）については、0.5人分としてカウントされる。

障害者の法定雇用率引上げと支援策の強化について

障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、全ての事業主に、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。この法定雇用率の引上げと、障害者雇用の支援策の強化についてお知らせいたします。

Point ①

障害者の法定雇用率が段階的に引き上げられます。（令和6年4月以降）

	令和5年度	令和6年4月	令和8年7月
民間企業の法定雇用率	2.3 % ⇒	2.5% ⇒	<u>2.7%</u>
対象事業主の範囲	43.5人以上	40.0人以上	<u>37.5人以上</u>

▶障害者を雇用しなければならない対象事業主には、以下の義務があります。

- ◆ 毎年6月1日時点での障害者雇用状況のハローワークへの報告
- ◆ 障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」の選任（努力義務）

Point ②

除外率が引き下げられました。（令和7年4月）

除外率が、各除外率設定業種ごとにそれぞれ10ポイント引き下げられ、令和7年4月1日から以下のように変わりました。（これまで除外率が10%以下であった業種は除外率制度の対象外となりました。）

除外率設定業種	除外率
・非鉄金属第一次製錬・精製業　　・貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く）	5%
・建設業　　・鉄鋼業　　・道路貨物運送業　　・郵便業（信書便事業を含む）	10%
・港湾運送業　　・警備業	15%
・鉄道業　　・医療業　　・高等教育機関　　・介護老人保健施設　　・介護医療院	20%
・林業（狩猟業を除く）	25%
・金属鉱業　　・児童福祉事業	30%
・特別支援学校（専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く）	35%
・石炭・亜炭鉱業	40%
・道路旅客運送業　　・小学校	45%
・幼稚園　　・幼保連携型認定こども園	50%
・船員等による船舶運航等の事業	70%



**Point
③**

障害者雇用における障害者の算定方法が変更となりました。

► **精神障害者の算定特例の延長（令和5年4月以降）。**

週所定労働時間が20時間以上30時間未満の精神障害者について、当分の間、雇用率上、雇入れからの期間等に関係なく、1カウントとして算定できるようになりました。

► **一部の週所定労働時間20時間未満の方の雇用率への算定（令和6年4月以降）。**

週所定労働時間が10時間以上20時間未満の精神障害者、重度身体障害者及び重度知的障害者について、雇用率上、0.5カウントとして算定できるようになりました。

**Point
④**

障害者雇用のための事業主支援を強化しました。（令和6年4月以降）

► **「障害者雇用相談援助事業」が始まっています。**

- ◆ 障害者雇用に関する相談援助を行う事業者から、原則無料で、雇入れやその雇用継続を図るために必要な一連の雇用管理に関する相談援助を受けることができるようになりました。

（「障害者雇用相談援助事業」利用のご案内：<https://www.mhlw.go.jp/content/001245754.pdf>）



► **障害者雇用関係の助成金を拡充・新設しました。**

- ◆ 加齢により職場への適応が難しくなった方に、職務転換のための能力開発、業務の遂行に必要な者の配置や、設備・施設の設置等を行った場合に、助成が受けられるようになりました。
- ◆ 障害者介助等助成金の拡充（障害者の雇用管理のための専門職や能力開発担当者の配置、介助者等の能力開発への経費助成の追加）や職場適応援助者助成金の拡充（助成単価や支給上限額、利用回数の改善等）の他、職場実習・見学の受入れ助成を新設しました。

（各種助成金の詳細はこちら：<https://www.jeed.go.jp/disability/subsidy/index.html>）



Q & A

Q1. 障害者雇用納付金の取扱いはどうなるのでしょうか？

A1. ①令和6年度分の障害者雇用納付金について（※申告期間：令和7年4月1日から同年5月15日までの間）
新しい法定雇用率（2.5%）で算定していただくことになります。

②令和8年度分の障害者雇用納付金について（※申告期間：令和9年4月1日から同年5月17日までの間）
令和8年6月以前については2.5%、
令和8年7月以降については2.7%で算定していただくことになります。

Q2. 障害者を雇用する場合に活用できる支援制度はありますか？

A2. 障害者雇用のための各種助成金や職場定着に向けた人的支援など、様々な支援制度をご利用いただけます。サポートを実施している機関は様々ありますので、まずは事業所管轄のハローワークにご相談ください。

► 「障害者雇用のご案内」：<https://www.mhlw.go.jp/content/000767582.pdf>



Q3. 今後の法定雇用率について、国や地方公共団体等の取扱いはどう変わりますか？

A3. 国や地方公共団体等の法定雇用率については、令和8年7月1日から3.0%と民間企業と同様に引き上げとなります。また、都道府県等の教育委員会の法定雇用率については、令和8年7月1日から2.9%となります。

なお、除外率制度について、民間企業と同様に令和7年4月から10ポイント引き下げられました。